

## 一般名処方について

「一般名処方」とは、有効成分の名称で記載して処方することをいいます。

厚生労働省が示している記載方法に準じて次のように記載されます。

「 【般】 ▲▲▲錠 10 mg 」

「一般名処方」で記載された処方せんでは、医師の指示がない限り患者様の希望で、先発医薬品、後発医薬品(ジェネリック)のどちらかを、薬剤師と相談して選ぶことができます。

後発医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者様の負担軽減や、国の医療費の節減につながります。

また医薬品の安定供給が行えない場合であっても、有効成分が同一である医薬品があれば、安定供給されている医薬品を選ぶことができます。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

公立那賀病院